

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は銀行法施行規則(第19条の2第1項、第19条の3)による法定開示項目に基づき作成しておりますが、法定開示項目以外についても自主的に開示しております。それぞれの各項目は以下のページに掲載しております。

●銀行法施行規則による法定開示項目

●単体情報

1. 銀行の概況および組織に関する事項	
・大株主一覧	25
2. 銀行の主要な業務に関する事項	
1. 当中間期業績の概況	4.5
2. 主要な経営指標等の推移	
・経常収益・経常利益または経常損失	
・中間純利益または中間純損失	
・資本金および発行済株式の総数	
・純資産額・総資産額	6
・預金残高・貸出金残高・有価証券残高	
・単体自己資本比率・従業員数	
3. 業務粗利益および業務粗利益率	14
4. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	14
5. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回り	14
6. 資金利鞘	7
7. 受取利息および支払利息の増減	14
8. 総資産経常利益率および資本経常利益率	6
9. 総資産中間純利益率および資本中間純利益率	6
10. 預金・譲渡性預金科目別残高(平均残高)	16
11. 定期預金の残存期間別残高	16
12. 貸出金科目別残高(平均残高)	17
13. 貸出金残存期間別残高	17
14. 貸出金担保別内訳残高および支払承諾見返額	18.19
15. 貸出金使途別内訳残高	19
16. 貸出金業種別内訳残高および貸出金総額に占める割合	18
17. 中小企業等に対する貸出金残高および貸出金総額に占める割合	17
18. 特定海外債権残高	19
19. 預貸率の中間期末値および中間期中平均値	7
20. 商品有価証券の種類別平均残高	21
21. 有価証券の種類別残存期間別残高	21
22. 有価証券の種類別平均残高	21
23. 預託率の中間期末値および中間期中平均値	7
3. 銀行の財産の状況に関する事項	
1. 中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書	8～13
2. 破綻先債権に該当する貸出金	20
3. 延滞債権に該当する貸出金	20
4. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	20
5. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	20
6. 自己資本の充実の状況	7
7. 有価証券の取得価格または契約価額、時価および評価損益	22.23
8. 金銭の信託の取得価格または契約価額、時価および評価損益	23
9. 銀行法施行規則第13条の3第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	24
10. 貸倒引当金の中間期末残高および中間期中の増減額	19
11. 貸出金償却の額	19
12. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	8

●連結情報

1. 銀行およびその子会社等の主要な業務に関する事項	
1. 当中間期業績の概況	26.27
2. 主要な経営指標等の推移	
・経常収益・経常利益または経常損失	
・中間純利益または中間純損失	
・包括利益	
・純資産額・総資産額・連結自己資本比率	27
2. 銀行およびその子会社等の財産の状況に関する事項	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書	28～39
2. 破綻先債権に該当する貸出金	36
3. 延滞債権に該当する貸出金	36
4. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	36
5. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	36
6. 自己資本の充実の状況	36
7. 連結決算セグメント情報	37～39
8. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	28

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項

●自主的開示項目

●連結情報

銀行およびその子会社等の概況に関する事項

1. 銀行およびその子会社等の主要な事業の内容および組織	26
2. 銀行の子会社等に関する事項	
・名称・主たる営業所または事業所の所在地	
・資本金または出資金・事業の内容	
・設立年月日・銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
・銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	26

●単体情報

1. 株式所有者別内訳	25
2. 配当政策	25
3. 業務純益	15
4. その他業務利益の内訳	15
5. 営業経費の内訳	15
6. 資金調達原価	7
7. 不良債権の状況(金融再生法に基づく開示基準) (自己査定による債務者別分類)	20 20